

東松島市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により別添のとおり公表します。

平成31年3月25日

東松島市監査委員 土井 一 朗

東松島市監査委員 佐藤 富 夫

平成30年度定期監査結果報告書

1 監査の対象課等

- (第一次) 総務部 (総務課、行政経営課、防災課、市民協働課、地方創生推進室)
復興政策部 (復興政策課、SDGs未来都市推進室、復興都市計画課、政策事業推進室)
会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局
- (第二次) 市民生活部 (市民課・鳴瀬総合支所、税務課、収納対策課、環境課)
保健福祉部 (福祉課、高齢障害支援課、子育て支援課、健康推進課)
教育委員会事務局 (教育総務課、学校教育課・学校給食センター、生涯学習課・
図書館・奥松島縄文村歴史資料館)

2 監査の期間

- (第一次) 平成30年11月 1日～平成30年12月28日
(第二次) 平成31年 1月 4日～平成31年 2月28日

3 監査の方法

本監査は、法第199条第4項及び東松島市監査基準第14条第1項に則り、平成30年度一般会計及び特別会計のほか、必要に応じ平成29年度に執行された事務や事業の執行全体を対象として実施しました。

監査方法は、東松島市監査基準第18条第2項により実施計画を定め、同第23条及び、第24条第1項に基づき、財務に関する事務執行、経営に係る事業の管理及び市の事務の執行等について、合规性、経済性、効率性及び有効性を観点とし、関係書類等の調査を行ったほか、担当職員から実情を聴取しました。

4 監査の執行者

- 監査委員 土 井 一 朗
監査委員 佐 藤 富 夫

5 監査委員の除斥

議会事務局の監査については、地方自治法第199条の2の規定により、佐藤富夫監査委員を除斥としました。

6 監査の場所

東松島市監査委員事務局

7 監査の結果

財務に関する事務執行、経営に係る事業の管理及び事務処理状況を試査したところ、おおむね適正に執行されていると認められました。

また、監査執行の際に見受けられた事務処理上留意すべき簡易な事項は、関係職員に対して口頭で改善を申し入れました。